

社労士トレイン

<2020年 合格目標>

社会保険労務士試験対策

労働者災害補償保険法

全問題と解答解説



社会保険労務士試験 対策アプリ

App Storeにて 好評提供中!



社労士トレイン



<主な特徴>

- 平成元年以降に出題された過去約30年分の過去問を徹底的に分析し、最新の出題傾向に合わせた予想問題を出題
- 条文順に問題を解くパネル式と、ランダムに問題を解くシャッフル式の二種類の出題形式を選択可能
- 科目ごとに正解数や正答率が一覧表示されるため、現在の知識レベルや苦手科目の確認が容易
- 問題文を120文字以内に制限しているため、出題の意図や要点の把握がしやすく、テンポよく解答が可能
- 挑戦数や正解数に応じて社会保険労務士会員徽章を模した「SRバッジ」が表示され、モチベーションのアップを後押し

■労働者災害補償保険法

No.	問 題	答 え	解 説	該当条文
1	特別支給金の支給に関する事務は、都道府県労働局長の指揮監督を受けて、所轄労働基準監督署長が行う。	○	適切である。(則1条3項)	2条
2	二次健康診断等給付に関する事務は、都道府県労働局長の指揮監督を受けて、独立行政法人労働者健康安全機構が行う。	×	二次健康診断等給付に関する事務は、「都道府県労働局長」が直接行う。(則1条3項)	2条
3	個人経営の林業の事業であって、常時労働者を使用せず、かつ、年間の使用労働者延人員が300人未満であるものは、当分の間、労働者災害補償保険法の任意適用事業とされている。	○	適切である。	3条1項
4	不法就労をしている外国人労働者は、労働者災害補償保険法による保護を受けることができない。	×	適用事業に使用される労働者で、賃金を支払われるものは、たとえ、不法就労の外国人労働者であったとしても、労働者災害補償保険法による保護の対象となり得る。	3条1項
5	労働者が、労働時間の全部又は一部について、自宅で情報通信機器を用いて在宅勤務を行う場合においても、労働者災害補償保険法が適用される。	○	適切である。なお、業務が原因である災害については、業務上の災害として保険給付の対象となるが、自宅における私的行為が原因であるものは、業務上の災害とはならない。 (平20.7.28基発0728001号)	3条1項
6	労働者派遣事業に対する労働者災害補償保険法の適用については、派遣先事業主の事業が適用事業とされる。	×	派遣先事業主ではなく、「派遣元」事業主の事業が適用事業とされる。(昭61.6.30基発383号)	3条1項

No.	問 題	答 え	解 説	該当条文
7	国の直営事業で働く労働者は、国家公務員災害補償法が適用されるため、労働者災害補償保険法は適用されない。	○	適切である。	3条2項
8	市の経営する水道事業の非常勤職員は、地方公務員災害補償法が適用されるため、労働者災害補償保険法は適用されない。	×	現業かつ非常勤の地方公務員には、労働者災害補償保険法が適用される。	3条2項
9	作業現場から事務所へ、現場責任者の命により、作業器具の返還並びに賃金受領のため帰所する途上での事故は、業務上とされる。	○	適切である。(昭28.11.14基収5088号)	7条1項
10	作業時間中の労働者の飲水、用便等生理的要求行為による作業中断中及び作業中の手待時間中における災害は、業務上とされない。	×	「業務上」とされる。(昭26.9.6基災収2455号)	7条1項
11	休憩時間中の事故については、それが事業場施設の欠陥等に起因する場合であっても、業務上とはされない。	×	事業場の欠陥等に起因する場合は、「業務上」として取り扱われる。(昭33.2.22基収574号)	7条1項
12	突発事故のため、使用者の休日出勤、休暇取消の業務命令に基づいて出勤する途中の事故は、通勤ではなく、業務上とされる。	○	適切である。(昭24.1.19基収3375号)	7条1項
13	業務遂行中の台風による漁船乗組員の遭難や、落雷により誘発されたダイナマイト爆発による事故は、天災地変に起因する事故であるため、業務上とされない。	×	「業務上」とされる。(昭30.3.28基収225号)	7条1項

No.	問題	答え	解説	該当条文
14	自宅より出張先に直接赴くことを認める慣行がある場合や、業務命令で用務地に向かう途中の事故は、通勤とされる。	×	通勤ではなく、「業務上」とされる。(昭 34.7.15 基収 2980 号)	7 条 1 項
15	業務上の疾病の範囲は、労働基準法施行規則第 35 条において、同規則別表第一の二の各号に掲げられてるものに限定されている。	○	適切である。なお、業務上の疾病の範囲は、「労働基準法施行規則別表第一の二及びこれに基づく告示」における包括的救済規定により、列挙疾病以外の疾病であっても労災保険給付の対象となり得る。	7 条 1 項
16	単身赴任者等が、就業の場所と家族の住む家屋(自宅)との間を往復する場合において、当該往復行為に反復・継続性が認めれるときは、当該自宅は、労働者災害補償保険法第 7 条第 2 項に定める住居として取り扱われる。	○	適切である。(平 7.2.1 基発 39 号)	7 条 2 項
17	逸脱、中断の間及びその後の移動は原則として通勤とは認められないが、当該逸脱又は中断が、日用品の購入その他これに準ずる行為等をやむを得ない事由により最小限度の範囲で行う場合には、当該逸脱又は中断の間も通勤と認められる	×	合理的な経路に復した後でなければならぬ。逸脱又は中断の間は除かれている。(昭 48.11.22 基発 644 号)	7 条 3 項
18	出退勤の途中、理・美容のために理髪店又は美容院に立ち寄る行為は、特段の事情が認められる場合を除き、労働者災害補償保険法第 7 条第 3 項ただし書きに規定する日常生活上必要な行為には該当しないとされている。	×	出退勤の途中、理・美容のために理髪店又は美容院に立ち寄る行為は、特段の事情が認められる場合を除き、日常生活上必要な行為に該当する。(昭 58.8.2 基発 429 号)	7 条 3 項

No.	問 題	答 え	解 説	該当条文
19	労働者災害補償保険法における給付基礎日額は、労働基準法第12条に定める平均賃金の100分の60に相当する額である。	×	給付基礎日額は、平均賃金の100分の60ではなく、「平均賃金に相当する額」とされる。なお、給付基礎日額の100分の60に相当する額とされているのは、休業（補償）給付である。	8条
20	労働者災害補償保険法に定める算定事由発生日とは、負傷若しくは死亡の原因である事故が発生した日又は診断によって疾病の発生が確定した日とされている。	○	適切である。	8条1項
21	平均賃金に相当する額を給付基礎日額とすることが適当でないとき、所轄労働基準監督署長が算定する額を給付基礎日額とすることとされている。	○	適切である。（則9条1項）	8条2項
22	四半期ごとの平均給与額が、算定事由発生日の属する四半期の平均給与額の100分の120を超え、又は100分の80を下回るに至った場合には、一定のスライド率を給付基礎日額に乗じて得た額が休業給付基礎日額となる。	×	平均給与額の100分の「110」を超え、又は100分の「90」を下回るに至った場合である。	8条の2 1項2号
23	障害（補償）一時金又は遺族（補償）一時金の額の算定に用いる給付基礎日額に、スライド制は適用されるが、年齢階層別の最低・最高限度額の適用はない。	○	適切である。	8条の4

No.	問 題	答え	解 説	該当条文
24	給付基礎日額に5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとされている。	×	給付基礎日額に1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとされている。なお、本問の端数処理は、自動変更対象額の規定である。(則9条3項)	8条の5
25	年金たる保険給付の支給は、支給すべき事由が生じた月の翌月から始め、支給を受ける権利が消滅した月の翌月で終わるものとされている。	×	支給を受ける権利が「消滅した月」で終わるものとされている。	9条1項
26	年金たる保険給付は、毎年2月、4月、6月、8月、10月、12月の6期に、それぞれその前月分までが支払われるが、支給を受ける権利が消滅したときは、その直後の支払期月に支給される。	×	直後の支払期月まで待たず、支払期月でない月であっても支給される。	9条3項
27	航空機が墜落し又は行方不明となった際、現にその航空機に乗っていた労働者の生死が3ヵ月間わからない場合、遺族補償給付及び葬祭料の支給に関する規定の適用については、その航空機が墜落し又は行方不明となった日に当該労働者は死亡したものとみなされる。	×	正しくは、みなされる、のではなく、「推定される」である。	10条
28	未支給の保険給付を受けるべき同順位者が2人以上あるときは、その1人がした請求は、全員のためその全額につきしたものとみなされ、その1人に対してした支給は、全員に対してしたものとみなされる。	○	適切である。	11条4項

No.	問 題	答え	解 説	該当条文
29	同一の傷病に関し、従前の保険給付を受ける権利が消滅し、同時に新たな保険給付を受けることができることとなった場合において、従前の保険給付が引き続き行われたときは、受給権者は、支給日の翌日から30日以内に当該保険給付を返還しなければならない。	×	当該保険給付は、遺族（補償）年金を除き、新たな保険給付の「内払」とみなすことができる、とされている。	12条2項
30	年金たる保険給付の受給権者が死亡したため、その受給権が消滅したにもかかわらず、その死亡した月の翌月以降の分として、当該年金たる保険給付の過誤払が行われた場合には、当該年金たる保険給付は、遺族（補償）年金の内払とみなされる。	×	当該過誤払を返還すべき者に支払うべき保険給付があるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該保険給付の支払金を当該過誤払による返還金債権に「充当」することができる、とされている。	12条の2
31	労働者が故意の犯罪行為若しくは過失により、自ら負傷、疾病、障害若しくは死亡したときは、政府は、保険給付の全部又は一部を行わないことができる。	×	過失が「重大な過失」であるときに限り、政府は、保険給付の全部又は一部を行わないことができる。	12条の2の2 2項
32	労働者が正当な理由がなくて療養に関する指示に従わないことにより、負傷、疾病又は障害の程度を増進させ、又はその回復を妨げたときは、政府は、療養（補償）給付の全部又は一部を行わないことができる。	×	本問の場合の支給制限は、休業（補償）給付及び傷病（補償）年金が対象となる。（昭52.3.30基発192号）	12条の2の2 2項
33	政府は、保険給付の原因である事故が第三者の行為によって生じた場合において、保険給付をしたときは、その給付の価額の限度で、保険給付を受けた者が第三者に対して有する損害賠償	○	適切である。	12条の4 1項

No.	問 題	答 え	解 説	該当条文
	の請求権を取得する。			
34	保険給付の原因である事故が第三者の行為によって生じた場合において、保険給付を受けべき者が、当該第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、政府は、その価額の限度で保険給付をしないことができる。	○	適切である。	12条の4 2項
35	偽りその他不正の手段により保険給付を受けた者がいるときは、政府は、その保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部を事業主から徴収することができる。	×	事業主からではなく、「その者」からである。なお、事業主が虚偽の報告又は証明をしたためその保険給付が行われたものであるときは、政府は、その事業主に対し、保険給付を受けた者と連帯して徴収金を納付すべきことを命ずることができる。	12条の3 1項
36	労働者災害補償保険法に基づく、保険給付を受ける権利は、労働者が自己の都合により適用事業所を退職した場合には、消滅する。	×	保険給付を受ける権利は、労働者の退職理由の如何にかかわらず、変更されることはない。	12条の5 1項
37	労働者災害補償保険法に基づく、保険給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができないが、年金たる給付を受ける権利は、独立行政法人福祉医療機構に担保に供する場合は、この限りでない。	○	適切である。	12条の5 2項

No.	問 題	答 え	解 説	該当条文
38	租税その他の公課は、原則として、保険給付として支給を受けた金品を標準として課することはできない、とされているが、遺族補償年金は除かれている。	×	本問のような例外規定はない。	12条の6
39	保険給付の原因である事故が第三者の行為によって生じたときは、保険給付を受けるべき者は、その事実、第三者の氏名及び住所並びに被害の状況を、14日以内に、所轄労働基準監督署長に届け出なければならない。	×	14日以内ではなく、「遅滞なく」、届け出なければならない。(則22条)	12条の7
40	業務上負傷し、又は疾病にかかった労働者が、その傷病に係る療養の開始後3年を経過した日、又は同日後において、当該負傷又は疾病が治っておらず、当該障害の程度が障害等級の第1級から第3級に該当する場合には、傷病補償年金が支給される。	×	正しくは、3年ではなく、「1年6ヵ月」、障害等級ではなく、「傷病等級」である。	12条の8 3項
41	傷病補償年金は、業務上の負傷又は疾病に係る療養の開始後1年6ヵ月を経過した日、又は同日後において、当該負傷又は疾病が治っておらず、当該障害の程度が障害等級の第1級から第3級に該当する場合に、労働者の請求により支給される。	×	傷病補償年金は、労働者の請求によらず、「所轄労働基準監督署長の職権」により支給が決定される。(則18条の2第1項)	12条の8 3項
42	労働者災害補償保険法第12条の8第3項第2号に定める障害の程度は、6ヵ月以上の期間にわたって存する障害の状態によって認定される。	○	適切である。(則18条2項)	12条の8 3項2号

No.	問 題	答 え	解 説	該当条文
43	介護補償給付は、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている障害補償年金の受給権を有する労働者に支給されるが、傷病補償年金の受給権を有する労働者には支給されない。	×	介護補償給付は、傷病補償年金の受給権を有する労働者にも支給される。	12条の8 4項
44	介護補償給付は、障害補償年金又は傷病補償年金の受給権を有する労働者の請求に基づいて支給される。	○	適切である。	12条の8 4項
45	介護補償給付は、障害者支援施設（生活介護を受けている場合に限る。）、特別養護老人ホーム、病院又は診療所（介護老人保健施設を含む。）に入所又は入院している間は支給されない。	○	適切である。（則18条の3の3）	12条の8 4項
46	介護補償給付の請求は、傷病補償年金の請求と同時に、又はその請求をした後に行わなければならない。	×	本問は「障害補償年金」についての規定である。傷病補償年金については、支給決定を受けた後に行わなければならない、とされている。（則18条の3の5第1項、平8.3.1基発95号）	12条の8 4項
47	療養補償給付は、労働者が療養の給付又は療養の費用の支給のいずれを選択の上、所轄労働基準監督署長に請求することにより給付を受けることができる。	×	療養補償給付は、原則として、「療養の給付」とされており、労働者が選択することはできない。なお、療養の費用の支給は、療養の給付が困難な場合又は療養の給付を受けないことについて労働者に相当の理由がある場合に支給を受けることができる。	13条

No.	問 題	答 え	解 説	該当条文
48	療養補償給付たる療養の給付を受けようとする者は、所定の事項を記載した請求書を、事業主を経由して所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。	×	「指定病院等」を経由して所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。(則 12 条 1 項)	13 条 1 項
49	労働者災害補償保険法第 13 条第 2 項の規定により、療養補償給付としての療養の給付の範囲には、「居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護」が含まれており、必ずしも政府が必要と認めるものである必要はない。	×	政府が必要と認めるものに限られている。	13 条 2 項
50	療養の給付は、社会復帰促進等事業として設置された病院若しくは診療所又は都道府県労働局長の指定する病院若しくは診療所、薬局若しくは訪問看護事業者において行われる。	○	適切である。(則 11 条)	13 条 2 項
51	医師が直接の指導を行わない温泉療養については、療養補償費は支給されないが、病院等の附属施設で医師が直接指導のもとに行うものについては、この限りでない。	○	適切である。(昭 25.10.6 基発 916 号)	13 条 3 項
52	業務上の災害によって眼鏡を破損した場合の眼鏡の修理又は購入の費用は、療養の費用として支給される。	×	本問の場合は、療養の範囲には属しないとされている。(昭 24.11.11 基災発 313 号)	13 条 3 項
53	休業補償給付は、継続して休業した日の第 4 日目から支給されるが、断続して休業した場合には、当該休業が継続して 3 日を超えるまで支給されない。	×	休業補償給付は、継続すると断続しているを問わず実際に休業した日の第 4 日目から支給される。(昭 40.7.31 基発 901 号)	14 条 1 項

No.	問 題	答 え	解 説	該当条文
54	休業補償給付が支給されない休業の最初の3日間については、労働基準法の規定により事業主が災害補償する必要がある。	○	適切である。(昭 40.7.31 基発 901 号)	14 条 1 項
55	所定労働時間中に負傷した場合には、負傷当日を休業日数に算入するが、所定労働時間外の残業中に負傷した場合には休業日数には算入されない。	○	適切である。(昭 27.8.8 基収 3208 号)	14 条 1 項
56	治癒後の外科後処置として、義肢等装着のため整形外科療養所に入所しても、その入所期間中の休業に対しては休業補償給付は支給されない。	○	適切である。(昭 24.12.15 基収 3535 号)	14 条 1 項
57	所定労働時間の一部についてのみ労働する日における休業補償給付の額は、「(給付基礎日額×60%)－労働に対して支払われた賃金額」に相当する額である。	×	所定労働時間の一部についてのみ労働する日における休業補償給付の額は、「(給付基礎日額－労働に対して支払われた賃金額)×60%」に相当する額である。	14 条 1 項
58	休業補償給付を受ける労働者が、同一の事由について、障害厚生年金又は障害基礎年金を受けられるときは、当該労働者に支給する休業補償給付の額は、政令で定める率うち、傷病補償年金について定める率を乗じた額とされる。	○	適切である。	14 条 2 項
59	労働者が、刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されている場合(厚生労働省令で定める場合に限る。)には、休業補償給付は行われない。	○	適切である。	14 条の 2 1 項

No.	問 題	答え	解 説	該当条文
60	労働者災害補償保険法施行規則第14条第3項の規定に基づいて障害等級の繰り上げが行われる場合において、第5級以上に該当する身体障害が2以上ある場合には、重い方の障害等級を2級繰り上げる。	×	本問の場合には、重い方の障害等級を「3級」繰り上げる。 (則14条3項)	15条2項
61	既に身体障害のあった者が、業務上の傷病により同一の部位について障害の程度を加重した場合の障害補償給付の額は、原則として、「加重した現在の身体障害の障害等級に応じた給付の額－既にあった身体障害の障害等級に応じた給付の額」である。	○	適切である。(則14条5項)	15条2項
62	既存の障害等級に応じた障害補償給付が一時金に相当する者が、加重によって年金に相当する障害等級に該当するに至った場合の障害補償年金の額は、「加重した障害補償年金の額－(既存の障害補償一時金の額÷1.2)」とされる。	×	1.2ではなく、「2.5」で除して得た額である。(則14条5項)	15条2項
63	障害補償給付の変更は、障害補償年金についてのみ行われるため、障害補償一時金を受けた者については、たとえ、障害の程度が自然的経過により増進したとしても障害補償給付の変更が問題となることはない。	○	適切である。(昭41.1.31基発73号)	15条の2
64	障害補償年金前払一時金の請求は、同一の事由に関し、3回まで行うことができる。	×	「1回に限り」行うことができる(則附則27項)	附則59条1項

No.	問 題	答 え	解 説	該当条文
65	遺族補償年金の受給権者が2人以上いる場合には、労働者災害補償保険法別表第一に規定する額が、各受給権者にそれぞれ支給される。	×	本問の場合、別表第一に規定する額を受給権者の人数で除して得た額が、それぞれ支給される。	16条の3 2項
66	遺族補償年金の額の算定の基礎となる遺族の数に増減が生じた場合には、その増減を生じた月から年金額が改定される。	×	増減を生じた月からではなく、増減を生じた月の「翌月」から年金額が改定される。	16条の3 3項
67	遺族補償年金を受ける権利は、その権利を有する遺族者が直系血族又は直系姻族以外の者の養子となったときに消滅する。	○	適切である。	16条の4 1項3号
68	遺族補償年金を受ける権利は、子、孫又は兄弟姉妹については、労働者の死亡の当時から引き続き厚生労働省令で定める障害の状態にあるときを除き、18歳に達したときに消滅する。	×	18歳に達したとき、ではなく、「18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したとき」に消滅する。	16条の4 1項5号
69	遺族補償年金の受給権者の所在が半年以上明らかでない場合には、同順位者がいる場合には同順位者の、同順位者がいない場合には次順位者の申請によって、その所在が明らかでない間、その支給が停止される。	×	「1年以上」である。	16条の5 1項
70	遺族補償年金を受ける権利を有する者が、婚姻、養子縁組、離縁等を理由として、その権利が消滅した場合には、遺族補償一時金の支給を受けることはできない。	×	遺族補償年金の受給権を失権した場合であっても、遺族補償一時金の受給権者になれる場合がある。	16条の6 1項

No.	問 題	答 え	解 説	該当条文
71	子、父母、孫及び祖父母については、労働者の死亡の当時その収入によって生計を維持していない場合であっても、遺族補償一時金を受けることができる遺族になることができる。	○	適切である。	16 条の 7 1 項 3 号
72	労働者の死亡前に、当該労働者の死亡によって遺族補償年金を受けられる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族補償年金を受けられる遺族とされない。	○	適切である。	16 条の 9 2 項
73	傷病補償年金を受けける者には、休業補償給付は行われませんが、療養補償給付は併給される。	○	適切である。	18 条 2 項
74	傷病補償年金を受けける労働者の障害の程度に変更があったため、新たに他の傷病等級に該当するに至った場合には、所轄労働基準監督署長は、当該労働者について傷病等級の変更による傷病補償年金の変更に関する決定をしなければならない。	○	適切である。(則 18 条の 3)	18 条 2 項
75	業務上負傷し、又は疾病にかかった労働者が、療養の開始後 3 年を経過した日又は同日後において、傷病補償年金を受けるとなった場合には、使用者は、その日に打切補償を支払ったものとみなされ、解雇制限が解除される。	○	適切である。	19 条

No.	問 題	答え	解 説	該当条文
76	二次健康診断等給付は、社会復帰促進等事業として設置された病院若しくは診療所又は都道府県労働局長の指定する病院若しくは診療所において行う。	○	適切である。(則 11 条の 3 第 1 項)	26 条 1 項
77	二次健康診断等給付を受けようとする者は、所定の事項を記載した請求書を、当該二次健康診断等給付を受けようとする健診給付病院等を経由して所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。	×	所轄労働基準監督署長ではなく、「所轄都道府県労働局長」である。(則 18 条の 19 第 1 項)	26 条 1 項
78	二次健康診断の結果その他の事情により、既に脳血管疾患又は心臓疾患の症状を有すると認められる労働者については、当該二次健康診断に係る特定保健指導は行われない。	○	適切である。	26 条 3 項
79	政府は、労働者災害補償保険の適用事業に係る労働者について、社会復帰促進事業を行うことができることとされているが、その遺族は対象外とされている。	×	遺族も対象となる。	29 条 1 項
80	社会復帰促進等事業のうち、年金受給権を担保とする小口資金の貸付けについては、独立行政法人労働者健康安全機構が行う。	×	独立行政法人労働者健康安全機構ではなく、「独立行政法人福祉医療機構」である。(独立行政法人福祉医療機構法 12 条 1 項 12 号)	29 条 1 項
81	休業特別支給金は、労働者が業務上の事由又は通勤による負傷又は疾病に係る療養のため労働することができないために賃金を受けない日の第 4 日目から、当該労働者の申請に基づいて支給される。	○	適切である。(特別支給金規則 3 条 1 項)	29 条 1 項

No.	問 題	答 え	解 説	該当条文
82	休業特別支給金は、労働者の申請に基づいて支給されるが、当該支給の申請は、休業（補償）給付の支給が決定した後でなければ、請求することができない。	×	当該支給の申請は、休業（補償）給付の請求と「同時に」行わなければならない。（特別支給金規則 3 条 5 項）	29 条 1 項
83	遺族特別支給金は、給付基礎日額 300 日分とされているが、遺族特別支給金の支給を受ける遺族の数が 2 人以上ある場合には、当該支給金の額をその人数で除して得た額が遺族特別支給金の額とされる。	×	遺族特別支給金の額は、「300 万円」とされている。また、遺族の数が 2 人以上ある場合には、300 万円をその人数で除して得た額が遺族特別支給金の額とされる。（特別支給金規則 5 条 3 項）	29 条 1 項
84	傷病特別支給金は、労働者の申請に基づいて支給されるが、当分の間、事務処理の便宜を考慮し、傷病（補償）年金の支給の決定を受けた者は、傷病特別支給金の申請を行ったものとして取り扱って差支えないものとされている。	○	適切である。（特別支給金規則 5 条の 2、昭 56.6.27 基発 393 号）	29 条 1 項
85	休業特別支給金、障害特別支給金、遺族特別支給金、傷病特別支給金については、特別加入者であっても支給されるが、特別給与を算定基礎とする特別支給金は支給されない。	○	適切である。なお、特別給与を算定基礎とする特別支給金とは、いわゆる「ボーナス特別支給金」のことである。（特別支給金規則 19 条）	29 条 1 項
86	特別支給金については、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることは禁止されていない。	○	適切である。	29 条 1 項
87	特別支給金については、社会保険との減額調整及び第三者行為災害における調整は行われない。	○	適切である。	29 条 1 項

No.	問 題	答 え	解 説	該当条文
88	政府は、事業主が故意又は重大な過失により生じさせた業務災害の原因である事故について、保険給付を行ったときは、保険給付の支払のつど、その額の40%に相当する額を、事業主から徴収することができる。	×	本問の場合、40%ではなく、「30%」である。	31条1項 3号
89	政府は、療養給付を受ける労働者から300円（健康保険法の日雇特例被保険者については100円）を一部負担金として徴収する。	×	300円ではなく、「200円」である。（則44条の2第2項）	31条2項
90	第三者の行為によって生じた事故により療養を受ける者については、一部負担金は徴収されない。	○	適切である。（則44条の2第1項1号）	31条2項
91	療養の開始後3日以内に死亡した者については、遺族給付から一部負担金が徴収される。	×	療養の開始後3日以内に死亡した者その他休業給付を受けない者については、一部負担金は徴収されない。（則44条の2第1項2号）	31条2項
92	一部負担金の徴収は、休業給付を支給すべき場合に、当該休業給付から控除することによって行われる。	○	適切である。（則44条の2第3項）	31条3項
93	労働者災害補償保険事業に要する費用は、事業主から徴収する保険料並びに特別に徴収される費用及び通勤災害による療養給付の受給者から徴収する一部負担金から賄われることになっているため、国庫が当該費用の一部を補助することはない。	×	労働者災害補償保険法第32条において、「国庫は、予算の範囲内において、労働者災害補償保険事業に要する費用の一部を補助することができる」とされている。	32条

No.	問 題	答え	解 説	該当条文
94	特別加入者に係る業務災害及び通勤災害の認定については、厚生労働省労働基準局長が定める基準によって行われる。	○	適切である。(則 46 条の 26)	33 条
95	一人親方等の特別加入者のうち、自動車を使用して行う旅客又は貨物の運送の事業を労働者を使用しないで行うことを常態とする者及びこれらの者が行う事業に従事する者は、通勤災害に関する規定は適用されない。	○	適切である。(則 46 条の 22 の 2)	35 条 1 項
96	保険給付に関する決定に不服のある者は、労働者災害補償保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服のある者は、都道府県労働局長に対して再審査請求をすることができる。	×	都道府県労働局長ではなく、「労働保険審査会」である。	38 条 1 項
97	保険給付に関する決定に関し、審査請求をしている者は、審査請求をした日から 3 ヶ月を経過しても審査請求についての決定がないときは、労働者災害補償保険審査官が審査請求を棄却したものとみなすことができる。	○	適切である。	38 条 2 項
98	保険給付の決定に関する審査請求及び再審査請求は、時効の完成猶予及び更新に関しては、これを裁判上の請求とみなす。	○	適切である。	38 条 3 項
99	傷病（補償）年金を受ける権利は、支給が決定した日の翌日から 5 年を経過したときは、時効によって消滅する。	×	傷病（補償）年金については、被災者の請求によらず政府が職権で給付を決定するものであるため、時効の問題は生じない。(昭 52.3.30 基発 192 号)	42 条

No.	問 題	答え	解 説	該当条文
100	政府は、保険給付を受ける権利を有する者が、正当な理由がなくて、保険給付に関する届出をせず、若しくは書類その他の物件の提出をしないときは、保険給付の支払を停止することができる。	×	停止ではなく、「一時差し止める」ことができる。	47 条の 3

<2020 年合格目標>

社会保険労務士試験対策（労働者災害補償保険法） 全問題と解答解説

令和2年4月1日 初版第一刷 発行

発 行 Good Job & Career（清新社会保険労務士事務所）

責任者 杉本真樹

東京都千代田区九段南一丁目5番6号 りそな九段ビル5F

<https://www.goodjobandcareer.net/>

info@goodjobandcareer.net

定価（本体 600 円＋税）